

令和3年度三重県歳入歳出決算審査意見書

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

概要説明

令和4年10月

三重県監査委員



# 令和3年度三重県歳入歳出決算審査意見書 概要説明

令和3年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る10月7日付けで、知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

## 第1 審査の概要（意見書 1頁）

### 1 審査の対象（意見書 1頁）

審査の対象は、令和3年度の一般会計及び11の特別会計です。

### 2 審査の着眼点及び実施内容（意見書 1頁）

知事から審査に付された決算書及び関係書類について、

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 予算は議決の趣旨に沿って適正、効率的に執行されているか
- (3) 会計経理事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

などを重点に、関係諸帳票、証拠書類などと照合精査するとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果も参考に、慎重に審査を行いました。

## 第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

### 1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行（意見書 2頁）

令和3年度歳入歳出決算は、関係諸帳票をはじめ、その他証拠書類などと照合し、審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であると認められました。

また、財務に関する事務の執行についても、意見書で留意又は改善を要するとしたものを除き、概ね適正に処理されているものと認められました。

## **2 決算の状況（意見書 2 頁）**

### **(1) 決算規模及び収支状況（意見書 2 頁）**

令和3年度の一般会計の決算の状況については、形式収支、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支は、いずれも黒字となっています。

特別会計の決算の状況については、形式収支及び実質収支は、黒字となっていますが、単年度収支は、赤字となっています。

### **(2) 歳入歳出決算額の前年度比較（意見書 4 頁）**

歳入面では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増などにより国庫支出金が増加したほか、普通交付税の増などにより地方交付税が、地方消費税の増などにより県税収入が増加しています。

一方、財政調整基金からの繰入金の減などにより繰入金が増減したほか、使用料及び手数料が減少しています。

歳出面では、新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の増による新産業振興費の増などにより商工費が増加したほか、総務管理費の増などにより総務費が、公衆衛生費の増などにより衛生費が増加しています。

一方、社会福祉費の減などにより民生費が増減したほか、災害復旧費が減少しています。

また、公債費の大きさを財政規模に対する割合で示す指標である実質公債費比率は、12.0%となり、前年度に比べて0.7ポイント改善し、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、87.4%となり、前年度に比べて8.9ポイント改善しています。

### **3 審査の意見（意見書 6頁）**

#### **(1) 行財政運営全般（意見書 6頁）**

財政指標については、前年度より大きく改善したものの、中長期的には高い水準で推移してきているとともに、義務的経費は今後も高い水準で推移することが見込まれることから、今後の財政運営は予断を許さない状況にあります。

今後の行財政改革取組については、「みえ元気プラン」の中に今後5年間で注力する取組を記載するなど、「みえ元気プラン」と一体となった取組を進めるとしていることから、その中で引き続き、県税収入の確保、未利用財産の売却、財産の有効活用等の多様な財源確保策の推進を図るとともに、経常的な支出の抑制、事務事業の積極的な見直し、AIやRPA等のデジタル技術を活用した業務改善の推進、県有施設の適切な維持管理等を実施することにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたいと意見しています。

【以後の説明では、金額は四捨五入のうえ、万円単位で表記しています。】

## (2) 予算執行等（意見書 7頁）

「ア 収入関係」の「(ア) 県税」(意見書 7頁)について、県税の収入済額は、2,679億3,791万円となっており、徴収率は98.9%と前年度に比べて1.0ポイント増加しています。

県税の収入未済額は、27億4,197万円となり、前年度より23億6,821万円減少しています。個人県民税は、収入未済額が20億7,421万円で、県税全体の収入未済額の75.6%を占めています。

個人県民税については、特別徴収義務者の指定の徹底に向けて取り組んでおり、特別徴収の割合は90.4%となっていますが、県税全体の収入未済額に占める割合が大きいことなどから、市町及び関係機関との連携を強化し、未収金対策に努められたいと意見しています。

また、未収金対策とともに、公平・適正な課税に向け、継続的な課税調査を実施し、主要な自主財源である県税収入の確保に努められたいと意見しています。

「(イ) 県税以外の収入」の「a 財源確保策」(意見書 9頁)について、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、多様な財源確保策などにより歳入の確保を図っていますが、引き続き、あらゆる財源確保策について検討し、可能な取組から進められたいと意見しています。

「b 収入未済」(意見書 9頁)について、一般会計の収入未済額は前年度より減少していますが、県税を除く収入未済額は、76億7,845万円で、前年度より7億9,640万円増加しています。

これは、産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用の収入未済額が、前年度より 8 億 2,309 万円増加したことが主な要因であることから、収入未済額の減少に努めるとともに、より一層、不法投棄の未然防止に努められたいと意見しています。

また、収入未済額は、県税を除くと前年度より増加しているため、毎年度定める債権処理計画の目標達成に向け、債権管理事務及び進捗管理を適切に行い、着実な収入未済額の縮減及び発生抑制に努められたいと意見しています。

「(ウ) 不納欠損」(意見書 10 頁)について、一般会計の不納欠損額は、2 億 97 万円で、前年度より 708 万円減少しており、また、特別会計の不納欠損額は、812 万円で、前年度より 158 万円減少しています。

回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、引き続き債権処理計画の進捗管理及び日常の債権管理を適切に行われたいと意見しています。

「(I) 県債」(意見書 11 頁)について、一般会計の県債発行額は、1,392 億 6,500 万円で、前年度より 41 億 1,100 万円増加していますが、歳入に対する県債の依存度は 14.6%と、前年度に比べて 1.1 ポイント減少しています。

特別会計の県債発行額は、299 億 1,940 万円で、前年度より 20 億 6,260 万円減少しています。

令和 3 年度末における一般会計と特別会計を合わせた県債残高は、前年度末から 266 億 9,878 万円増加し、1 兆 4,804 億 1,612 万円となっています。

今後も、持続可能な財政運営の見通しのもと、将来世代に負担を先送りすることのないよう、発行する県債の性質なども踏まえながら、県債残高を減少させる取組を進め、財政の健全化に努められたいと意見しています。

「イ 支出関係」の「(ア) 予算の不用」(意見書 13 頁)について、一般会計の不用額は、172 億 180 万円で、前年度より 59 億 255 万円減少しましたが、特別会計の不用額は、27 億 5,656 万円で、前年度より 4 億 1,455 万円増加しています。一般会計と特別会計を合わせた不用額は、199 億 5,836 万円となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした補助金であるなどのやむを得ない事情もありますが、所要経費の見積りや事業の進捗状況を可能な限りの確に把握して予算計上されたいと意見しています。

「(イ) 予算の繰越」(意見書 14 頁)について、一般会計の令和 4 年度への繰越額は、845 億 6,675 万円で、前年度より 168 億 3,300 万円増加しましたが、特別会計の繰越額は、4,601 万円で、前年度より 2 億 8,292 万円減少しています。一般会計と特別会計を合わせた繰越額は、846 億 1,276 万円となっています。

予算の繰越については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業や国の補正予算などにより、年度の切れ目なく実施する必要がある事業や早期着工、早期完成が求められるなど、事業や予算の性質上やむを得ない場合を除き、年度内に事業が完了するよう、計画的、効率的な執行に努められたいと意見しています。



「(ウ) 公債費負担」(意見書 16 頁)について、一般会計の公債費は、1,169 億 7,680 万円で、前年度より 59 億 518 万円増加しています。

公債費は、今後も高い水準で推移することが見込まれるので、その適切な管理について留意されたいと意見しています。

また、県債管理基金への積立不足については、県債の償還に影響がないよう、引き続き計画的な積立を行い、その解消に努められたいと意見しています。

「ウ 県有財産の管理等」のうち、「(ア) 公有財産・物品」の「a 未利用財産」(意見書 17 頁)について、令和 3 年度の県有財産の売却実績は、7,203 万円でした。

今後も、これまでの取組を生かしつつ、未利用県有財産の積極的な売却や有効活用に努められたいと意見しています。

「b 金品亡失(損傷)」(意見書 17 頁)について、金品亡失等の発生件数は、令和 3 年度は 157 件と、前年度に比べて 16 件増加しています。

引き続き、職員や各所属に対して、更なる注意喚起や交通安全意識の徹底など、金品亡失等の減少につながる有効な対策を図られたいと意見しています。

「c 財産管理等」(意見書 18 頁)について、道路の管理瑕疵の事例や公有財産の貸付等に係る事務手続きの不備がありましたので、適切に処理されたいと意見しています。

なお、物品の利活用についても、引き続き「みえ物品利活用方針」に基づき、高額物品をはじめ、物品全般の適切な取得・利活用に努められたいと意見しています。

「(イ) **資金の運用**」(意見書 18 頁)について、令和 3 年度の資金運用状況は、歳計現金については、運用資金量は減少しましたが、平均運用利回りが上昇し、運用益は前年度より 133.6%増加しました。

一方、基金については、運用資金量は増加しましたが、平均運用利回りが低下し、運用益は前年度より 36.2%減少しています。

令和 2 年度から始まった市場公募債の償還に対応し、資金流動性の確保を優先した短期・中期での債権等の効率的な運用を図っているところですが、今後も、正確に資金の需給を把握し、安全かつ効率的な資金運用により、運用益の確保に努められたいと意見しています。

「(ウ) **基金**」(意見書 19 頁)について、令和 3 年度末の基金残高は、1,216 億 8,190 万円で、前年度末から 528 億 1,212 万円増加しています。これは、財政調整基金や県債管理基金などの増によるものです。

今後も、財産の効率的・効果的な活用の観点から、各基金の設置目的や資金需要を踏まえ、その都度必要な見直しを行われたいと意見しています。

「(エ) **財務事務**」(意見書 21 頁)について、収入事務において、誤調定による歳入戻出等があり、また、支出事務において、事務処理誤りによる入札中止や支払額誤りによる歳出戻入等がありました。

財務事務については、令和2年度から導入された内部統制制度を活用し、適切な事務処理が行われるよう日常的モニタリングの強化に努めるとともに、会計規則等関係法規の遵守について徹底を図りたいと意見しています。

歳入歳出決算審査意見書の概要説明は、以上です。

# 令和3年度決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 概要説明

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、去る10月7日付けで、知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

## 第1 審査の概要（意見書 1頁）

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算書、同付属書類及びその他の証拠書類等と照合し、確認を行いました。

## 第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されていました。

また、本審査の対象となる会計等において、赤字や資金不足は発生しておらず、実質公債費比率及び将来負担比率ともに早期健全化基準を下

回っていると認められたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和3年度三重県歳入歳出決算審査意見書並びに令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。